

# 第 1 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第1回定例会 令和2年4月28日

開会 13時30分 閉会 16時30分

出席委員  
(22名)

会長 依田繁二  
1 荻原勝夫  
2 深井佳人  
3 武井誠  
5 関一夫  
6 小林澄男  
7 小山孝幸  
8 青木茂良  
10 成山喜枝  
11 柳澤峰晴  
12 宮下通

会長代理 若林泰平  
13 大塚賢  
15 関敏夫  
16 小宮山信幸  
17 小野沢文利  
18 笹平民男  
推進 射手誠司  
推進 佐藤邦利  
推進 関泰秀  
推進 杉田修司  
推進 荻原誠一

欠席委員

14 齊藤敏彦

議事録署名委員

1 荻原勝夫 2 深井佳人

出席職員  
(4名)

農業委員会事務局

事務局次長 小宮山 真二  
事務局 河口 晋也  
事務局 土屋 綾  
事務局 伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
第1回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第1回定例総会を開催します。本日は齊藤委員が所用のため欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。大変な時期に開会できたこと、うれしく思います。ご協力いただきながら進めさせていただきます。議題に入る前に3月末に行われた研修会での農業委員会制度を確認しながら進めさせていただきます。この農業委員会は、法律に基づいて東御市におかれる農業者の代表機関で市から独立して行政事務を行う。農地法に基づいておこなわれていることを確認していただきたいと思います。業務としては、優良農地を有効利用する取り組みでこれは法律に基づく必須業務です。農地法、農業基本法、農業地の整備、主な業務は農地の売買や転用について、農業者を代表する機関として公正に審査をしていただく、それから地域振興の推進を図り農業者の法的代表者として地域振興を進め、農業者集落の雇用をそれぞれ聞き取りして頂き、行政施策に反映させて頂きたいと思います。これからの定例総会につきましては、只今申し上げた内容に基づきまして、総会を進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。本会議の進め方ですけど東御市農業委員会議規則に制定されています。第3条においては会長が行い、第4条においては委員はくじで定めることになっておりまして前回の会議で席を決めさせていただいております。第5条の発言は、自由にさせていただき意見を述べていただきたいと思います。第7条の議決につきましては、起立または挙手となっておりますが本会議は挙手をお願いします。議事の内容ですが第8条において議事録作成は、議長および委員会の2人以上の署名、押印となっております。第1回定例総会は席順の1番の荻原勝夫委員、2番の深井佳人委員それぞれで議事録の署名をお願いします。それでは資料に基づきまして進めさせていただきます。それでは事務局より議案1号から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。議案書は1ページ、第1回目ですので議案書内容の見方を説明をします。左から譲受人、譲渡人こちらは3条の農地売買です。貰い受ける方譲渡す方を記載してあります。となりの受入者面積につきましては、譲受ける方のすでに営農している面積を表記しております。これは所有している面積、また賃借等により借受けている合計面積になります。右側は今回の対象となる申請農地です。その右側の事由はおの申請理由です。合計面積につきましては、譲受ける方の既存の経営面積に今回申請する面積を足した合計です。では1番から説明します。〇〇番地です。別資料の図面1ページも併せてご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人、

譲渡人とも〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅からも歩いて〇〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。続きまして番号2〇〇番地です。図面は2ページをご覧ください。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇市の方です。譲渡人は〇〇市に住んでおり農地管理ができず、譲受人が農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではくるみを栽培する予定です。譲受人の自宅からも車で〇〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。番号1の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 先ほど事務局が説明された通りですが、当該農地は〇〇のそばにあります。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん面積等をご覧いただいている通りです。農地は〇〇さん家のすぐそばで譲渡人がかなりの高齢で、草刈り等の管理ができないとのこと。売られる希望があり〇〇さんが、譲受けました。〇〇さんは専業農家で譲受けたら野菜栽培をやりたいとの事です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。  
続きまして番号2の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 場所は〇〇です。譲受人は〇〇さんです。以前より賃借にて営農しています。〇〇さんは祖父が営んでいた土地を父から子へと相続で得たものと思われませんが、今後営農予定がありません。〇〇さんにつきましては、東御市内各地でくるみを営農しております。〇〇ヘクタールの土地になります。譲受人は従業員を5人確保しており万全の体制で望んでおります。くるみ栽培を拡大していくようです。今回の譲渡は、理想的なものと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 まず議案書内容の見方を説明します。左から土地の所在、その横が農地の区分で農地の種類が記載してあります。申請事由は目的規模等が記載されております。その右側の申請人備考欄は許可する要件が記載してあります。それでは1番案件〇〇番地、図面は3ページをご覧ください。場所は〇〇の東にある農地です。車庫兼倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。隣接する農地を所有する〇〇在住の兄が営農のため、毎月15日程度帰郷しており、車両及び農機具置場が不足しているため、申請地に車両及び農機具置場を建設したいとのことです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。また図面の4ページに公図がありますので参考にしてください。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 申請人の〇〇さんの家の横に農地があります。そこを分筆して片方の1枚を農転して車庫兼倉庫を建てたいとのことで、4ページの公図をみてください。自宅の宅地が〇〇番地にありましてそこから1段下がったところに申請地があります。隣接の地権者は、さらに一段さがりまして、隣接の〇〇さんの農地のところに擁壁をつくりまして車庫兼倉庫を建てたいとのことです。隣接者とも話し合いをしまして境界線も立会のもと了解をしています。

議長 ありがとうございます。番号1の案件について、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして第3号議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の見方の説明をします。左から土地の所在、その横が農地区分、その

横が申請事由として目的等を記載してあります。その横が申請人です。契約内容は形態が記載してあり、備考欄は許可する内容となっております。それでは計画変更の1から説明します。〇〇番地、計画変更でございます。場所は〇〇の西にある農地です。内容は計画変更申請で、駐車場、通路、家庭菜園敷地の申請です。当初は、譲受人が通路敷地として使用賃借による権利の設定で許可を受けたのですが、駐車場や家庭菜園としてのスペースが必要になり内容変更をするための申請です。譲渡人は〇〇市で医師をしており、申請地の耕作ができないため譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。続きまして、番号1、〇〇番地使用賃借権設定です。図面は7ページです。場所は〇〇の北にある農地です。内容は工事用地敷地の一時転用申請です。譲受人は建設業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に〇〇の移動通信無線基地局を建設するための工事用地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から令和2年12月までの8ヶ月間で、工事完了後は耕運して畑に現状回復するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号2、〇〇番地、使用賃借権設定です。図面は9ページです。場所は、〇〇の南にある農地です。内容は工事用地敷地の一時転用申請です。譲受人は建設業を行っている〇〇の業者です譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、申請地を〇〇移動通信無線基地局を建設するための工事用地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、利用期間は許可日から令和2年12月までの8ヶ月間で、工事完了後は耕運して畑に原状回復するものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号3、〇〇番地ほか1筆、使用賃借権設定です。図面は11ページです。場所は〇〇の北にある農地です。内容は住宅敷地の申請です。譲受人譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は現在親と同居していますが、手狭なため申請地を借り受けて住宅を新築したいとのこと。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。続きまして番号4、〇〇番地所有権移転です。図面は13ページです。場所は〇〇の北にある農地です。内容は庭、家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は自宅に隣接する申請地を庭及び家庭菜園として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。番号5、6の案件は関連があるため一括で説明します。番号5は、〇〇番地ほか4筆の賃借権設定で、番



の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号2の案件につきまして小野沢委員をお願いします。

小野沢委員 ○○番地、○○地区です。譲受人は○○、譲渡人は○○さん、○○の移動通信無線基地局設置工事用地で8ヶ月間の一時転用です。申請地は休耕土地で計画にあたりましては、区長さん、隣接の地権者に説明しまして、了解を頂いております。長野県の景観条例として建築基準法に沿っておりますので問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。今の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号3の案件につきまして小野沢委員より説明をお願いします。

小野沢委員 場所は○○番地と○○番地、図面は11ページです。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんです。親子関係で同居しております。住宅を新築したいとのことです。隣接者が1人いまして説明をし了解を得ております。適切に行われているので、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。今の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号4の案件につきまして関委員より説明をお願いします。

関委員 場所は○○番地、畑で別紙の13ページと14ページです。譲受人○○さんは○○に住んでいまして隣接する畑に庭及び家庭菜園で利用したいと譲渡人の○○さんにお願ひしました。周辺の農地の影響もなく、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。今の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4

につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号5,6の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 事務局から話がありましたが、いろいろ事務的なことが欠けていて、上田建設事務所から指導があって、30年ほど前から別の会社が苗を作っていました。新たに〇〇が苗、野菜を作る会社で、〇〇に事務所がありまして、同じ形式で行っていることで認められました。番号6は隣接しておりまして同じハウスを作りそこに従業員の駐車場も作るということです。

議長 ありがとうございます。今の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 上田建設事務所から指導があったということですが、どういう事ですか

事務局 現状の当該地は建物が建築できない土地です。16ページをご覧くださいまして黒くなっているところが既存で建っているハウスで、ガラス張りの立派なハウスで、これですと建築基準法で建物の扱いを受けるということで、ガラスを全部とりましてビニールハウスとして改善することで、建物から農業用施設に位置づける計画です。これを今年から5ヵ年かけて改善していくものです。図面上編みかけてあるところが今回の申請です。6番案件は新規にビニールハウスで法律上問題ないようになっております。

小野沢委員 〇〇はどのような申請があり、どのような許可が必要か承知されていると思いますが、事務局でパトロールとかで、確認していますか。また現在は育苗をしていますか。

事務局 農業委員会で年に1回パトロールがあるわけですが、転用許可を受けていないことは把握しておりませんでした。育苗ですが行っております。

小野沢委員 今回の件で育苗の営農をしてもよいでしょうか。許可が出ていないのに大丈夫ですか。

事務局 今の段階で県の農政部、上田建設事務所と協議して、建物は改善計画していく中で長期間になりますが、毎年報告して了承していく、農地法も適合する施設にする手続きを踏んでいく計画となっております。順番が後先になってしまっておりますが、〇〇さんも確認不足の中で、てん末書を添

えて今後この様なことがないように行うことをお約束いただいております。

議長 あくまでも追認ということで、法令に遵守すると確認がとれておりますこと  
とご理解いただけたでしょうか。

議長 他に質問がなければ採決に入ります。番号5につきまして賛成の方は挙手  
でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

議長 続きまして番号6につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

杉田委員 全体を通してですが、それぞれの議案に関して現地確認を事務局はされて  
いるのか、また農業委員の方もされているのか、担当の方以外はどうか  
お聞きしたいです。

事務局 事務局は現地確認が必要なものはしています。地図等で、確認できるもの  
は現地確認はしていません。担当委員さんは、確認の義務があるという話で  
はないですが、地元ですので把握できているものは、それでよいと思います  
し、地区外をもっている担当委員さんは現地確認で状況把握に努めてもらい、  
担当委員さん以外の方は、資料で確認していただいております、とくに現  
地確認の指導はしていません。

杉田委員 現地を確認しないで、資料だけで賛否を判断するのはどうかと思います。  
先月の農業委員会を傍聴しましたが、議論のあるなかで、自宅で地図を確認  
してみました。資料だけでは確認しづらいものもあるので、現地に行く必要  
があると思いました。またこの場にネットがあれば、パソコン等で確認しな  
がら進めてもいいと思いました。参考意見としてどうですか。

事務局 パソコン等は設備の関係ですぐには無理ですが、重要な案件については必要  
に応じて写真等で確認させていただければと思います。

議長 次の議案には入ります。第4号議案農用地利用集積計画について説明をお  
願います。

事務局 第4号議案農用地利用集積計画4月分について説明をします。資料の5から9ページが通常の利用権設定になります。55件101筆141,919平方メートルとなります。9ページ51件目、〇〇さんと〇〇さんの利用権で借りる期間が1年間となっておりますが、聞いたところ毎年顔をみてやりとりをしたいということで1年となっております。10から11ページが中間管理事業制度をつかった利用権設定です。8件38筆53,173平方メートル。12ページにつきましては、所有権移転です。1件1,378平方メートルです。4月は全体で64件140筆196,470平方メートルです。以上です。

議長 ご質問ある方はお願いします。

荻原委員 5ページ6ページの賃借料が0円とありますが、どういう事ですか。

事務局 設定条件の賃借権はお金が発生しますが、使用貸借はお金が発生しません。話し合いのもとでお金が発生しないということです

荻原委員 このご時世で、話し合いのもとでと言っていますが、寸志があってもよいではないでしょうか。しっかり管理していればよいと思いますが、農業委員ではどう考えていますか。

事務局 申請が出てきた時点で、0円だった場合は最近の例ですと、高齢で草刈りができなくなってきたのでという例が多くなってきています。賃借料は借手貸手の話し合いで畑の管理料として、賃借料が0円になっています。

荻原委員 土地を有効に使用していただく指導をしていただければいいと思います。

事務局 ありがとうございます。資料の見方の説明がなくすみませんでした。また資料に不備があり申し訳ございませんでした。また、後日正式なものをお出しします。

小野沢委員 10アール当たりの標準小作料はどうなっていますか公表していますか。

事務局 公表しています。年度末に農業委員会からお出ししております。

小野沢委員 資料にないですよね出して頂きたいです。

事務局 わかりました。次回から資料につけます。

- 関委員 農地貸借でトラブル生じた場合は農業委員会として関与しますか。
- 事務局 農業委員会としては注意程度で農地中間管理事業を使った場合管理してくれています。
- 関委員 3条、4条許可申請ですが、事務局の対応でおとされるケースはありますか。
- 事務局 事前に行政書士さんや本人が相談にきます。法律上許可にならないものは相談の中で許可が可能かどうか見極めさせていただいております。
- 議長 他に質問ありますか ないようですので採決にはいります第4号議案つきまして賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。
- 議長 ありがとうございます。続きまして第1回農業経営改善計画認定意見徴取について説明をお願いします。
- 事務局 今回は事務局からの説明だけにさせていただきます。次回からは農業委員会さんからも説明をしていただきます。今月の申請は更新が4件新規が1件です。1件めは〇〇さんで1回めの更新です。1ページの①番をご覧ください。営農類型は水稻、野菜です。農業経営規模拡大は水稻、ブロッコリー、スイートコーン、サニーレタスを拡大し収入増を図っていきたいそうです。またサニーレタスは、作付け面積はそのままで、収入を増やしたとのこと。3ページをご覧ください。4番の生産方式の合理化に関する目標ですが、田植機を〇台、生産施設としてパイプハウスを〇棟、機械格納庫を〇棟を購入したいとのこと。また農業地の利用条件として、目標は集約化を進め作業しやすいように整備したいそうです。4ページをご覧ください。6番の農業従事態様等の改善目標ですが現在特に休日制はしていないそうで、目標として休日制の導入をはかるそうです。以上です。
- 2件めは〇〇で2回めの更新です。6ページ1番目標とする営農類型は複合経営水稻、キノコ、野菜です。農業経営規模の拡大についてですが、ブロッコリー、コメは作付け面積を増やして大豆、そばは新しく増やしたいそうです。生産方式の合理化ですが、田植機を〇台、コンバインを〇台、トラックを〇台、生産施設としてパイプハウスを〇棟増やしたいそうです。農用地の利用条件ですが、標高差を利用して作付けや一定エリアへの圃場の集約をした

いそうです。 以上です。

3件めは〇〇さんで5回目の更新です。、目標とする営農類型は酪農で、農業経営規模の拡大は、牛の頭数を増やし、自給で飼料作物の作付面積を増やしたいそうです。12ページをご覧ください生産方式の合理化に関する目標ですが、ホイールローダを新しく買い替えるそうです。13ページをご覧ください⑥番の農業従事態様等の改善目標として、現状酪農ヘルパーを月1日利用、目標は月2日利用に増やしたいそうです。以上です。

4件めは〇〇さんで1回目の更新です。目標とする営農類型は果樹及び畑作経営です。農業経営規模の拡大に関する目標として加工ぶどう、米、の作付面積を増やしたいそうです。16ページをご覧ください生産方式の合理化に関する目標ですが、トラクターを〇台馬力の高いものに買い替え、トラックを〇台購入したいそうです。また農用地の利用条件として農用地が点在しているため作業効率が悪いため目標として、土地の集約を進めて行きたいそうです。以上です。

5件めは〇〇さんで新規の申請です。目標とする営農類型はワインブドウ栽培、ワイン加工、露地野菜栽培で農業経営規模の拡大に関する目標として、ブロッコリーの作付面積を減らしワインブドウの作付面積を増やし新たにトレビスロマネスコを新しく始めたいそうです。20ページをご覧ください生産方式の合理化に関する目標として、スピードスプレーヤーを〇台、軽トラを〇台新しく購入したいそうです。またワイナリーも〇棟増やしたいそうです。農用地の利用条件ですが目標として、近距離で単価の高いワインブドウの面積を増やすと共に、ブロッコリーの畑を減らしていき移動時間の短縮を図りたいそうです。21ページをご覧ください⑥番農業従事態様等の改善目標は夫婦で部門担当を決め、各部門で臨時雇用者などを頼み労働管理をしっかりしたいそうです。以上です。

議長 以上で1件から5件説明がありました。それぞれの立場で見てください。ご質問等があればお願いします。

杉田委員 全く何もわからないので教えて頂きたいのですが、ここに出てきている方々はどのような人達ですか。

事務局 農業経営改善計画の申請が出ていて、認定されると認定農業者になります。申請を出すにあたり資格はいりませんが、5年後に530万の所得、農作業の労働時間が2,000時間を目標としていく農家さんをこちらで認定します。

杉田委員 認定されるとどのようなメリットがありますか。

事務局 ○○さんの件で説明させていただきますと4ページの⑦番の制度資金の利用の目的なしとなっていますが、認定農業者はよりよい資金で農業ができるというメリットがあります。また農業者年金でも、認定農業者の補助が受けられます。活用したい方が多くいます。

議長 資料②の1ページに内容が書かれていますので、5月からは審査をしていただくようになります。

事務局 農業経営改善計画認定審査会について説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき農業者から申請された経営改善計画の内容を審査するものです。認定期間は5年間です。農業委員のみなさんは農業計画の審議をするものです。認定審査会で認定するかしないかを決めるものではありません。認定するためのご意見を伺うものです。担当の農業委員さんをお願いしたいことがあります。申請書については、事務局から説明しますので、担当委員さんは、申請書にない事項を説明していただきます。たとえばどこに出荷しているか、内容とかけ離れていないか、経営が成り立っているかなど見ていただきご意見をいただきたいと思います。以上です。

議長 ご理解頂けたでしょうか次回からは担当農業委員の方が意見をだしていただくようになりますのでよろしくお願いします。

杉田委員 現在認定農業者は何人いますか。

事務局 資料にも掲載させていただいておりますが101件となっております。

議長 他に質問はございますか、ないようでしたら以上をもちまして終了させていただきます。初めての進行ということでスムーズにできなくすみませんでした。次回からは、皆様のご協力のもとスムーズな進行に務めたいと思います。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)